

江津ひと・まちプラザ市民団体活動室利用団体登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江津ひと・まちプラザ条例施行規則（平成 28 年江津市規則第 24 号）第7条の規定に基づき、江津ひと・まちプラザ（以下「プラザ」という。）の市民団体活動室の利用に関し、市民活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「市民活動」とは、営利を目的とせず市民の利益の増進のため、自主的かつ自発的な社会貢献活動を行う特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第7号）に定める特定非営利活動その他これに類する公共活動をいう。

2 この要領において、「市民活動団体」とは、前項の規定に基づく公共活動を行う団体をいう。

(登録の要件)

第3条 登録を受けることができる市民活動団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。ただし、共益的若しくは互助的な活動又は個人の趣味的な活動を目的とする団体は除く。

- (1) 市民活動を継続的に行うものであること。
- (2) 構成員が5人以上の団体であること。
- (3) 事務所等の所在地が江津市内にあり、かつ、主な活動区域が江津市内であること。
- (4) 代表者、運営の方法を規約等で定めていること。
- (5) 活動状況、会計処理など事業年度ごとに適正な処理がされていること。
- (6) 政治的又は宗教的活動及び公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員の統制下でないこと。
- (8) 会員の入退会に不当な制限がないこと。

(登録の申請)

第4条 市民活動団体の登録をしようとする団体は、江津ひと・まちプラザ市民活動団体登録申請書（様式第1号）（以下「団体登録申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、市長へ提出するものとする。

2 前項の規定による団体登録申請書には、次の各号に定める書類を添付するものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

- (1) 団体の規約等
 - (2) 団体の構成員名簿
 - (3) 団体の活動内容がわかる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (登録の決定)

第5条 市長は、団体登録申請書の提出があったときは、第3条に規定する要件について審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、登録する決定をしたときは、江津ひと・まちプラザ市民活動団体登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、登録しない決定をしたときは、江津ひと・まちプラザ市民活動団体登録非該当通知書（様式第3号）により、その理由を付して当該申請団体に通知するものとする。

(登録団体への支援)

第6条 市長は、登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に対して、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 市民団体活動室の無償利用
- (2) 登録団体の活動情報の広報
- (3) 専用ロッカーの無償貸出（ただし、貸出に関する詳細は別途定める。）
- (4) 複写機の安価利用（ただし、利用に関する詳細は別途定める。）

(登録団体の義務)

第7条 登録団体は次の各号のいずれにも協力するものとする。

- (1) プラザの利用及び行事に積極的に参加・協力すること。
- (2) プラザの管理・運営上の諸規則を順守すること。
- (3) 市民へ広報するための活動報告を、毎年1回以上プラザへ提出すること。

(登録の変更)

第8条 登録団体は、第4条に掲げる団体登録申請書の内容に変更があったときは、江津ひと・まちプラザ市民活動団体登録変更届出書（様式第4号）に、変更にかかる必要な書類を添えて、速やかに市長へ提出しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 当該登録団体が解散したとき。
- (2) 第3条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。
- (4) 虚偽その他不正による登録が明らかになったとき。
- (5) 第7条各号に規定する登録団体の義務を怠ったとき。
- (6) その他市長が登録の取消しを適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消しようとするときは、速やかに江津ひと・まちプラザ市民活動団体登録抹消通知書（様式第5号）により、当該登録団体に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、プラザの市民団体活動室の登録団体に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

※市使用欄

江津ひと・まちプラザ市民活動団体登録申請書

年 月 日

江津市長 様

江津ひと・まちプラザ市民活動団体登録を下記のとおり申請いたします。

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者	

（公開情報について、〔※公開〕はホームページ等に原則公開します。〔公開・非公開〕はどちらかを選択）

団体情報	ふりがな			※公開
	団 体 名			
	代 表 者	役職名		
		ふりがな		
		氏 名		
	所在地		〒	※公開
	設立年月日			※公開
	会員数		個人会員 人、団体会員 団体	公開・非公開
	電話番号・FAX		TEL () FAX ()	公開・非公開
	メールアドレス			公開・非公開
ホームページURL		無・有 (http://)	公開・非公開	
連絡担当者情報	ふりがな			公開・非公開
	氏 名			
	住 所		〒	公開・非公開
	電話番号・FAX		TEL () FAX ()	公開・非公開
メールアドレス			公開・非公開	

様式第2号（第5条関係）

江津ひと・まちプラザ市民活動団体登録通知書

年 月 日

申請者 所在地

団体名

代表者 様

江津市長



年 月 日付申請のありました江津ひと・まちプラザの市民活動団体登録については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 登録年月日 年 月 日

2. 登録団体番号

様式第3号（第5条関係）

江津ひと・まちプラザ市民活動団体登録非該当通知書

年 月 日

申請者 所在地

団体名

代表者

様

江津市長

印

年 月 日付申請のありました江津ひと・まちプラザの市民活動団体登録については、下記の理由により非該当となりましたので通知します。

記

非該当の理由

様式第4号（第8条関係）

江津ひと・まちプラザ市民活動団体登録変更届出書

年 月 日

江津市長 様

申請者	登録番号	
	所在地	
	団体名	
	代表者	

下記のとおり登録事項を変更しましたので、江津ひと・まちプラザ市民団体活動室利用団体登録要領第8条により、届け出ます。

記

1. 変更の項目及び内容

変更前	変更後

※変更箇所の記載については、申請書における項目を記載しその内容を変更前と変更後を対比して記載してください。

様式第5号（第9条関係）

江津ひと・まちプラザ市民活動団体登録抹消通知書

年 月 日

登録団体 所在地

団体名

代表者

様

江津市長

印

江津ひと・まちプラザ市民団体活動室利用団体登録要領第9条第2項の規定により、下記のとおり市民活動団体の登録を抹消したので通知します。

記

1. 登録抹消の年月日

2. 登録抹消の理由